最終更新日：2016年6月14日
株式会社FPG
代表取締役社長谷村尚永
問合せ先：03-5288-5691
証券コード：7148
http://www.fpg.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ、顧客・従業員・地域社会等の各種のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う仕組みであるコーポレート・ガバナンスの強化が、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために重要であるとの認識に立ち、そのための経営体制の実現に取り組んでおります。
そして、このような観点から、当社では、独立社外取締役や独立社外監査役を主体とした取締役会及び監査役会を構成し、「取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能の分離」、「取締役会の強い独立性」、「取締役会の監督機能の強化」、「独立社外取締役と監査役会の密接な情報共有と連携」等を図っております。
また、その実現に当たっては、基本的な考え方の基盤となる企業の行動規範が重要であり、これをグループコンプライアンス・ポリシーに以下のとおり定め、これに基づいて役職員が行動してまいります。

（1）金融分野における「真のプロフェッショナル」を目指します。
（2）常に自己変革に努め、先進的・革新的な専門技術の習得に努めます。
（3）法令諸規則等の社会規範を遵守し、その趣旨に沿って公明正大な企業活動を行います。
（4）お客様のニーズにかなう商品・サービスを適切な情報とともに提供いたします。
（5）全ての関係者の人格、多様性を尊重し、十分なコミュニケーションを心掛けます。
（6）反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、あらゆる関係を排除します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（1）実施していない原則

【補充原則1-2-4】
当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の相当程度を行使戴いており、株主の皆様による議決権行使の環境が十分に整っております。今後、議決権行使の程度や海外投資家の比率等を考慮しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

（2）今年度中に実施予定ではあるものの、現時点では未実施の事項がある原則

【補充原則1-1-3】
当社は、株主の権利の重要性を認識しており、とりわけ少数株主に認められている特別な権利の行使を適切に確保するための手続を整備してまいります。

【補充原則1-2-5】
当社は、実質的な株主の議決権行使について信託銀行と協議の上、手続を定めます。

【補充原則2-2-1】
当社は、取締役会において行動規範を含むグループコンプライアンス・ポリシーを定めるとともにその周知を図ってきているところですが、その実践状況について取締役会で定期的に実質的なレビューを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式
当社は資金運用として安全かつ確実で効率の良い投資対象により行うことを原則としており、いわゆる政策保有株式はございません。今後、政策保有株式を保有することへ方針を変更する場合は、保有の方針、中長期的な経済的合理性や将来の見通しの定期的な検証手続、議決権行使の適切な対応を確保する基準を策定いたします。

【原則1-7】 関連当事者間の取引
当社は、関連当事者との取引については、会社法に基づき、取締役会の承認を得なければならない旨を職務権限規程で定めております。また、その取引実績については、取締役会へ報告するとともに関連法令に基づき適切に開示しております。

【原則3-1】 情報開示の充実
当社は、法令等に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下のとおり情報開示の充実に努めております。
（1）当社の経営理念や経営戦略につきましては、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。
（http://www.fpg.jp/company/philosophy.html）
（http://www.fpg.jp/ir/kessan.html）
（2）コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書等にて開示しております。
（http://www.fpg.jp/ir/yuho.html）

(3)取締役の報酬の決定方針と手続は、コーポレート・ガバナンス報告書の「取締役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に以下のとおり記載しております。
(「取締役の報酬額は、平成20年6月23日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内であり、使用人分の給与は含まれません。)と決議を戴いており、監査役の報酬額は、平成27年12月22日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内(うち社外監査役分は年額30百万円以内)と決議を戴いております。各取締役及び各監査役の報酬額は、これらの限度内において会社の業績等を勘案し、過半数の社外取締役で構成される取締役会で決定しております。)
経営陣幹部たる執行役員の報酬については、中長期的な会社の業績や持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるように決定しております。
(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部たる執行役員または取締役・監査役として企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い知見を有する人物を候補者とし、過半数が独立社外取締役で構成される取締役会においてその適切性を審議し、決定しております。また、監査役の選任に関する議案を株主総会へ提出するに当たっては、過半数が独立社外監査役で構成される監査役会の同意を得ることとなっておりますが、その同意基準は独立性や公正不偏の態度の保持等を勘案することとしております。
(5)経営陣幹部たる執行役員の個々の選任に当たっては選任理由を取締役会にて説明を行っております。取締役・監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、法令、当社取締役会規程、稟議規程及び職務権限規程で定められた付議が必要な事項以外は、業務執行の決定権限を代表取締役及び執行役員に委任しております。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効活用
当社は、取締役4名のうち3名を、企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い知見を有する独立社外取締役として選任しており、客観的な視点から適切な意思決定と経営に対する監督を行っております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、独立社外取締役の選任に当たり、会社法及び東京証券取引所が定める「独立役員」の独立性基準(東証「上場管理等に関するガイドライン」)に準拠し、企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い知見に基づき客観的に当社の経営監督を担える方を選任することを基本的な考えとしております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、金融、商社等、多様な業界や業種出身の取締役で構成され、かつ、このような多様性を確保するために監査役を全て独立役員としているほか、取締役会の人数は実質的な議論を可能とする規模としております。また、選任するに当たっては、グループ経営に資する観点から企業経営や専門分野等の豊富な経験と幅広い知見を有する適切な人材の選定を行うという方針の下、取締役会の決議をもって取締役候補者の指名を行っております。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役・監査役の取締役会若しくは監査役会への出席状況及び他の上場会社の役員を含めた兼職状況は定時株主総会招集通知にて開示しております。
(http://www.fpg.jp/ir/soukai.html)

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会に提案した議題については、その資料を事前に出席者に配布して必要に応じて経営陣及び担当部門から独立社外取締役に説明する等議題の理解を高め、実質的な議論が行えるように努めております。そのため、取締役会においては、取締役や監査役から積極的に質問や意見を受け、あるいは活発に議論を行い、十分な検討を行った上で決議をし、その決議内容を業務執行に反映しております。
また、課題として残った事項については、別途社内で検討し、再度取締役会で議論する等、審議の実効性の確保に努めております。
以上に加えて取締役会に対する取締役の出席率や独立社外取締役比率は極めて高く、取締役会全体の実効性を確保する体制は十分に整備されていると評価しておりますが、さらなる実効性の向上に努めております。

【補充原則4-14-2】
当社では、各取締役及び各監査役には、その役割・責務を果たすために必要とする知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の負担を行うとともにその知識を継続的に更新するため、必要に応じて外部のガバナンスに関する知識の取得が可能となる体制を整備しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために株主との建設的な対話を促進することが重要と考えております。そのため、広く情報公開に努め、適時適切で公平な情報開示を行い、企業活動の透明性を確保することを基本方針としており、この方針の下、以下の取り組みを行っております。
(1)経理部にIR担当を置き、経理部担当執行役員をしてIR活動の統括を行っております。
(2)個人の株主や投資家に対しては、四半期毎に東京、大阪、名古屋、福岡等の地域で会社説明会を開催することで当社に対する理解度の向上に努めております。説明会場にお越しになれない方に対しては、当社ホームページ上に、当日使用した説明会資料の掲載、およびインターネットを通じた動画の配信をするなど、情報開示の公平に努めております。
(3)法人の株主や機関投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともにカンファレンス(海外を含む)や個別の面談を行っております。
(4)ホームページ上にIRについての問合せ用メールアドレス、電話番号を開示しており、株主、投資家からの問合せを適宜、受け付けており、速やかに回答しています。
(5)インサイダー情報管理については、グループ共通の「内部者取引防止規程」を定め、グループ各社の役員及び従業員に遵守を徹底することで、重要な事実の適切な管理と内部者取引の未然防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

HTホールディングス株式会社	28,800,000	30.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,697,700	3.92
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	2,725,500	2.89
谷村尚永	2,199,600	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,055,700	2.18
野村信託銀行株式会社(投信口)	886,400	0.94
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	871,800	0.92
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	760,531	0.81
MSCO CUSTOMER SECURITIES	754,500	0.80
上田直之	672,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、平成27年9月30日現在の状況を記載しております。
みずほ証券株式会社から、同社その他2社を共同保有者として、平成26年12月31日現在の保有株式数を記載した平成27年1月9日付大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、平成27年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
門多 丈	他の会社の出身者											
船山 雅史	公認会計士											
松永　明彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
門多 丈	○	[重要な兼職の状況] 株式会社カドタ・アンド・カンパニー 代表取締役	同氏の有する国際金融と企業投資に関する豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営に活用するため、社外取締役として選任しております。また当社とは特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
船山 雅史	○	[重要な兼職の状況] 船山公認会計士事務所 代表 株式会社FPG信託 取締役	同氏の有する大手監査法人及び大手金融機関におけるプライベートバンキング業務における豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営に活用するため、社外取締役として選任しております。また当社とは特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
松永　明彦	○		

		[重要な兼職の状況] プレミアムインベストメントアドバイザリー株式会社 代表取締役	同氏の有する大手金融機関及び大手経営戦略コンサルティング会社においてM&Aアドバイザリー業務や投資銀行業務に携わったことによる、金融と経営戦略に関する豊富な経験と幅広い知見を、当社の経営に活用するため、社外取締役として選任しております。また当社とは特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との面談・報告等を通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。また内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安田　正敏	他の会社の出身者													
吉利　友克	他の会社の出身者													
常峰　　仁	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田　正敏	○	[重要な兼職の状況] 株式会社FPG証券 監査役 株式会社FPG投資顧問 監査役	同氏の有する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、当社の監査業務に発揮して頂くため社外監査役として選任しております。また当社とは特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
吉利　友克	○	[重要な兼職の状況] 株式会社FPG信託 監査役	同氏の有する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、当社の監査業務に発揮して頂くため社外監査役として選任しております。また当社とは特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
常峰　　仁	○	―――	同氏の有する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、当社の監査業務に発揮して頂くため社外監査役として選任しております。また当社とは特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の業績向上へのインセンティブを高めるために導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

平成20年9月に、業績向上へのインセンティブを高めるため、当社の取締役、監査役、従業員等に対して、ストックオプションを付与しております。上記の付与対象者は、本書提出日現在で、ストックオプションの権利を保有している対象者の区分を記載しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬(2015年9月期)
取締役に支払った報酬 66百万円
監査役に支払った報酬 14百万円
合計　80百万円(うち社外役員に対する報酬31百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役の報酬額は、平成20年6月23日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内であり、使用人分の給与は含まれません。）と決議いただいております。
監査役の報酬額は、平成27年12月22日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内（うち社外監査役分年額30百万円以内）と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して必要な報告・連絡については、常勤監査役、経理部長、総務部長等が適宜実施し、情報格差が生じないサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、執行役員制度を導入し、個々の分野の業務執行は、取締役会が選任する執行役員が担当し、取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定と、業務執行の監督に注力する体制とすることで、意思決定の迅速化と、業務執行機能強化による経営の効率化を図っております。

＜取締役会及び執行役員会＞
取締役会は、本書提出日現在４名の取締役から構成されております。取締役会は、毎月１回、また必要に応じて適時に開催しております。また、経営の透明性・公正性を確保し、高度な専門能力が必要となる金融分野での成長を実現するため、金融分野に精通した社外取締役3名を選任しております。
執行役員は、本書提出日現在7名選任しており、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限および責任の範囲で、自己の職務を執行するとともに、代表取締役社長が兼任する代表執行役員が議長を務める執行役員会を、必要に応じて開催しております。

＜監査役会＞
監査役会は、本書提出日現在３名の監査役から構成されております。このうち常勤監査役は１名であります。監査役会は、最低月１回、また必要に応じて適時に開催しております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施し、取締役の業務執行の監査及び監視を行っております。また、監査機能の一層の強化を図るため、知識・経験を豊富に有する社外監査役3名を選任しております。

＜内部監査室＞
内部監査室は、代表取締役社長直轄の他の組織から独立した組織としており、専任担当者１名を配置し、当社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性を評価しております。

＜会計監査人＞
新日本有限責任監査法人を選任しております。

＜その他＞
コンプライアンスの徹底を図るため、代表執行役員が委員長を務めるコンプライアンス委員会を、定期または臨時に開催しております。また、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速対応の体制を強化するため、代表執行役員が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を定期または臨時に開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度を導入し、個々の分野の業務執行は、取締役会が選任する執行役員が担当し、取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定と、業務執行の監督に注力する体制とすることで、意思決定の迅速化と、業務執行機能強化による経営の効率化を図っております。
取締役会については、取締役4名のうち、3名を社外取締役とすることで、取締役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。
また、当社は、監査役が、取締役の業務執行の監査を行う体制が、経営の健全性・透明性を高める観点から、最も適切であると考えて、監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役会については、監査役3名について、全員を社外監査役とし、取締役の職務の執行について、適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・2015年12月22日開催第14期定時株主総会の招集通知は、12月4日に発送いたしました。 ・発送日（12月4日）以前の12月2日に当社ホームページに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	・多くの株主の方が参加できるように集中日を回避して開催することに努めております。 ・第14期株主総会については、2015年12月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	・現在は実施しておりませんが、議決権の行使状況を踏まえつつ検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・現在は参加しておりませんが、議決権の行使状況を踏まえつつ検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	・現在は提供しておりませんが、海外投資家比率等を踏まえつつ検討してまいります。
その他	・当社ホームページに招集通知を掲載しております。 ・2015年12月22日開催定時株主総会の招集通知は発送日（12月4日）前、12月2日に当社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・定期的に証券会社、IR支援会社等が主催する説明会に参加しています。主催会社が配信する説明会の動画については、当社ホームページにリンクを貼り、紹介しています。 ・当社で企画する説明会も定期的に開催しています。 ・2015年9月期（2014年10月～2015年9月）は5回（3月17日、6月11日、8月5日、8月6日、9月1日）開催し、IR担当役員又はIR担当者が会社概要、ビジネスモデル、財務内容等につき説明を行いました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・本決算および第2四半期決算発表後の年2回開催しています。 ・定期的に開催される証券会社主催のスモールミーティングに参加しています。 ・アナリスト・国内機関投資家の定期的な個別のIR取材に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・国内で定期的に開催されている証券会社主催の海外投資家向けIRカンファレンスに年に数回参加しております。 ・海外機関投資家の定期的な個別のIR取材に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算情報、決算情報以外の適時開示資料、PR資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会の招集通知、株主通信、アニュアルレポート等を掲載しております。 ・IR に関するご質問もインターネットから直接IR 担当者がお受けする体制をとっております。（http://www.fpg.jp/ir/inquiry.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IR担当部署は経理部であります。 ・IR担当役員として、経理部担当執行役員が任命されております。 ・経理部にはIR担当者がおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全ての関係者を尊重し、十分なコミュニケーションを図ることをグループコンプライアンス・ポリシーの中の行動規範で規定しております。

その他	・当社の事業内容及び現況を投資家その他関係者に理解して戴くために積極的なIR活動に努めております。 ・女性社員の活躍支援については、営業部門を主体に積極的に採用を行っており、一部部長職や支店長職を任命するとともに引き続き活躍できる職場環境の整備に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備・推進するにあたり、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

1　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、既に定めある「コンプライアンスポリシー」を法令遵守および倫理維持の基本方針とし、取締役および使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守および推進を求める。
(2)取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため設置する「コンプライアンス委員会」を通じて、定期的にコンプライアンス態勢を見直し、問題点の把握と改善に努める。
(3)当社は、取締役および使用人の職務の執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役および内部監査室は連携し、定期的にその遵守体制の有効性の検証を行う。また、内部通報制度を設置し、不祥事、コンプライアンス上疑義ある行為等について通報窓口を設置し、早期発見と是正を図る。コンプライアンス違反者に対しては、「社員就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
(4)複数名の社外取締役を置くことにより、取締役および使用人の職務執行に対する監督機能の強化を図る。
(5)既に定めある「コンプライアンスポリシー」の反社会的勢力に対する基本方針に基づき要領等に明文化し周知徹底を図り、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、警察、弁護士等とも連携して毅然とした態度で組織的に対応する。
(6)金融商品取引法に基づく信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。
(7)コンプライアンス統括部門を強化し、法務部との連携を図りながら、当社の事業に適用される法令、金融庁の監督指針および検査マニュアル等の最新の内容を正確に把握し、法改正に応じて所要の規程改定を行い、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法令遵守態勢を整備する。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役および執行役員の職務の執行に際しては、既に定めある「文書管理規程」に基づき取締役会議事録、執行役員会議事録等の文書(電磁的情報を含む)・記録の作成、保存および管理を適正に行う。
(2)監査役および内部監査室は連携し、定期的に情報の保存および管理について、監査を行う。
(3)個人情報は、法令および「個人情報保護基本規程」に基づき厳重かつ適切に管理する。
(4)取締役および執行役員は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従って適時かつ適切に開示する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理の体制については、既に定めある「リスクマネジメント基本規程」に基づき、総合的に整備し、リスクの把握、評価およびリスク管理・低減対応状況のモニタリングを行い、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。
(2)オペレーショナルリスク等の管理については、災害・事故発生時等の報告体制を整備し、顧客保護に重点を置いて、事故の予防および発生事故の早期解決を図るとともに再発防止の対策を講じる。
(3)大規模災害や新型インフルエンザの流行等の当社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、未然に防止する。万一発生した場合には事業への損害、業務の中断を最小限にとどめるために、事業継続計画(BCP)を策定し、事業継続態勢の実効性向上に努める。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会の意思決定の迅速化・監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を法令に反しない範囲で執行役員会または各執行役員に委譲する。各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、規程等に定められた権限および責任の範囲で、自己の職務を執行する。
(2)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行い、相互に職務執行を監督する。取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。
(3)取締役および執行役員による効果的な業務運営を確保するため、既に定めある「組織規程」、「職務権限規程」および「職務分掌規程」に基づき、取締役および執行役員の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の適切かつ効率的な運営を図る。
(4)取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画および年度計画を策定し、取締役および使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
(5)その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

5　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、子会社において、当社グループの経営方針に従った適正な業務運営および当社による実効性のある管理が行われるよう、「関係会社管理規程」を制定し、もって、子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保し、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告が適時に行われる体制を整備する。
(2)当社は、子会社の取締役に当社取締役または当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社の財務報告の適正性を確保するための体制を整備・運用せしめ、その業務の状況を当社が監理し、もって、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。特に、重要な事項については、当社の執行役員会での審議および取締役会への付議を行う。
(3)当社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、子会社を含む当社グループ全体のリスク管理を行い、子会社のリスク管理体制の整備・充実を図る。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。

7　前項の使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前項により設置される監査役を補助すべき使用人の独立性を確保し、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保するため、使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事(異動、評価、懲戒等)に関しては、代表取締役が監査役の同意を得た上決定する。

8　監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役は取締役会、執行役員会および子会社におけるそれらを含めた重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受け、意見を述べることができる。

(2)監査役には当社および子会社の主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出され、閲覧に供する。
(3)監査役は、定期的に代表取締役との監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題等に関する意見交換会を開催するほか、必要に応じて当社の他の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人からその業務および財産の状況等に関する報告・説明を受けることができる。
(4)当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社またはその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する事項または著しく不当な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
(5)監査役は、内部監査室の監査報告を受ける。
(6)前各号に定める他、当社は、当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制を確保するため、当社および子会社の関係社内規程において報告の仕組みを整備する。
(7)当社は、本項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するため、当社および子会社の関係社内規程にその旨明記する。

9 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づき費用の前払もしくは償還または債務の弁済の請求をしたときは、その職務の執行に必要でないと認める場合を除き、速やかに支払う。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の措置をとる。
(1)取締役および執行役員は、監査役の職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」および毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備、実効性確保に努める。
(2)監査役が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、各部室店所に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
(3)代表取締役は、監査役が、子会社の監査役と連携した監査役会の実施、子会社への監査結果の報告、子会社の代表者との意見交換等を行うよう努める。
(4)監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。また、監査役、会計監査人および内部監査室との間で、三様監査連絡会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としています。
また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、外部専門機関との連絡体制を築いた上で、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備します。整備状況は次のとおりです。

1 総務部を反社会的勢力対応の統括部門とし、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告しています。また、総務部長を「不当要求防止責任者」に選任し届出ています。

2 警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、必要な情報を収集・交換する体制を整えております。

3 反社会的勢力に対する基本方針をコンプライアンスポリシー(倫理規程)に記載するとともに、反社会的勢力(事前)対応要領、反社会的勢力(発生時)対応要領、、反社会的勢力(発生時)対応マニュアルを整備し、各部門からの情報の報告体制や対応策を構築しています。

4 反社会的勢力への対応を、コンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて周知に努めています。

5 反社会的勢力への対応に関する基本方針を下記のとおり定め当社ホームページにおいて公表しております。
(1)反社会的勢力とは一切関係をもちません。
(2)反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等社外専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
(3)反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
(4)反社会的勢力への資金・経済的利益の提供又は事案を隠匿するための裏取引を絶対に行いません。
(5)反社会的勢力による不当要求に対応する役員及び社員の安全を確保します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備

1　適時開示に係る基本方針
当社は会社情報については、取引所の適時開示規則その他関連する法令・規則等に従い、上場会社として、適時・適切に株主、投資家、その他利害関係者に開示していく方針であります。

2　適時開示に係る社内体制
当社は内部者取引防止規程を定め、重要事実の管理・対外的な公表の方法について定めております。同規程では、役職員が把握した重要事実は全て情報管理責任者である経理部担当執行役員に報告される体制となっております。経理部担当執行役員は、代表取締役社長と協議のうえ、取引所の開示規則等に従い、適時開示の要否を判断します。適時開示の手続きは、経理部が担当しており、取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて行う他、当社ホームページへの掲載により広く周知を行うように努めております。

添付資料

コーポレートガバナンス体制の概要

